

人権啓発 センター だより



第77号 12・20発行
2023(令和5)年



©Team Beppyon

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

10月・11月の主な活動の様子

第6回 じんけんふれあい教室



11月14日(火)の第6回は、原野 彰子さんを講師にお迎えして『絵手紙』教室を開催しました。今回はクリスマスと年賀状をテーマに季節の花や果物・野菜、サンタクロースや来年の干支の置物などを題材に作成しました。原野さんは最初に、絵手紙を描くことに絵の上手下手は必要なく、また野菜・果物はヘタから描くとバランスの取れた良い絵手紙ができることを例えて「ヘタ(下手)がいい ヘタ(下手)でいい」とお話してくださいました。その言葉のおかげで皆さんの描く絵手紙が、とても色鮮やかで世界に一つだけの素敵な作品づくりに繋がっていることを改めて感じました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

1月9日(火)の第7回は、新聞紙・チラシ・包装紙などの印刷物を使って作る「もったいないアート」教室を、2月13日(火)の第8回は、「香水づくり」教室を開催します。

ぜひご参加ください。



第4回・第5回 市民人権講座

第4回



10月25日(水)の第4回は、大分大学医学部非常勤講師の宮崎 史子さんを講師にお迎えして『人の権利と医療』と題して医療をめぐる人権問題についてお話をしていただきました。大学卒業後、医学部で看護師から助手、講師、准教授としてご活躍の中、2016(平成28)年に重い病気を患い、主治医の先生方に励まされながら療養生活を送っていく中で出合った偏見や差別体験をお話してくださいました。

また、その人の権利の尊重が、なぜ医療のあらゆる場で必要なのか、その人の権利の尊重とレジリエンスとの関連についても詳しく分かりやすく説明くださいました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

第5回



11月22日(水)の第5回は、NPO 法人えばの会代表の吉本 寛子さんを講師にお迎えして『女性の人権を取りまく状況～DV・セクハラ・性暴力～』と題して女性の人権問題についてお話をしていただきました。1993(平成5)年の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」から2023(令和5)年の「改正 DV防止法」までの法制定の流れや、DVの3つの特徴、被害を受ける方、危害を加える方に見えてくるそれぞれの特徴についてお話してくださいました。また、パートナーと対等な関係を構築していくことの重要性や、DV被害に遭った時の相談先や相談方法などについても詳しく分かりやすく説明くださいました。

参加して下さった皆様、誠にありがとうございました。

1月24日(水)の第6回は、2022(令和4)年に公開された映画「破戒」(部落差別問題)を上映いたします。

ぜひご参加ください。

12月3日～9日は「障害者週間」

2004（平成16）年6月に障害者基本法が改正され、それまで12月9日を「障害者の日」と定めていたことから、12月3日～9日までの1週間を「障害者週間」にすると改められました。12月9日は、1975（昭和50）年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であり、国際障害者年を記念して、1981（昭和56）年11月28日に国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることに決定しました。一方、12月3日は、1982（昭和57）年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、これを記念して1992（平成4）年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間を1995（平成7）年6月27日に障害者施策推進本部が「障害者週間」とすることに決定しました。

この期間を中心に、障がいや、障がいのある人に対する国民の関心と理解を深めるとともに障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するための啓発行事が全国で毎年行われています。

12月4日～10日は「人権週間」

世界人権宣言は、1948（昭和23）年12月10日の国際連合第3回総会において、全ての人民と国とが達成すべき共通の基準として採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められています。

日本では、この日に先立つ1週間を人権週間としていて、大分県内をはじめ全国各地で、さまざまな人権啓発活動が行われています。

この機会に、皆さんも「人権」について改めて考えてみませんか？



12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

日本の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たちがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



～1月・2月の行事予定～



★ じんけんふれあい教室 ★

1月 9日（火） 10:00～12:00
「もったいないアート」教室（負担金 300 円）
（講師） 竹川 美砂恵さん

2月13日（火） 10:00～12:00
「香水づくり」教室（負担金 1,250 円）
（講師） 大分香りの博物館
大津留 聡さん

★ 市民人権講座 ★

1月24日（水） 9:30～12:00
映画「破戒」（119分／2022年）【字幕あり】
（部落差別問題）

